

お知らせ

東京 都

東京都市、東京都市八王子市川口町及び西寺方町地内において、八王子都市計画道路事業を行います。都市計画の認可の告示は、令和七年二月二十八日です。このため、関係する皆様のご協力をお願いいたします。必要な土地を取得していきますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について
八王子都市計画道路三・三・七十四号左入美山線は、
八王子市左入町を起点として、八王子市美山町に至る
都市計画道路です。
本認可区間は、八王子市川口町から同市西寺方町まで
の延長約一千五百七十mであり、車道二車線（約十・五
m）と、その両側の歩道（約五・七五から六・七五m）
で構成される、総幅員約二十二から二十四mの道路とし
て整備します。

2 (1) 用地取得について

東京都市は、事業予定地内の土地所有者や借地権などを
お持ちの方、建物の所有者や借家人の方などと、土地売
買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に
基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したとき
は、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、
移転に必要な補償金をお支払いします。

(2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁判申請請求、補償金支払請求及び明渡裁判申立てを行うことができます。

3 (1) 土地価格の固定について

東京都は、令和七年二月二十八日以降、事業地の取得価格を１年ごとに評価し直します。

(2) 建築等の制限について

令和七年二月二十八日から、事業地内で次のことを
 する場合は、八王子市長の許可が必要です。

- 建築物や工作物の建設。
- 移動の容易でない物件の設置や堆積。

(3)土地建物の売買の制限については、事業地内の土地建物を令和七年三月二十八日から、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、八王子市都市計画部に
交通企画課と左記東京都南多摩西部建設事務所工事課
に備えてあり、閲覧することができます。
なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細につ
いてご質問のある方は、左記事務所へお問い合わせくだ
さい。

東京都八王子市明神町三丁目十九番二号

工事課 電話 〇四二（六四三）二六二五
用地課 電話 〇四二（六四三）二六三二

